

平成20年第2回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成20年6月20日 午前10:00

○閉 会 午後12:16

○出席議員（19名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
22番 藤原幸作		

○欠席議員（1名）

21番 堀井克見

○説明のための出席者

市長	石川光男	副市長	鐙利行
教育長	小林洋	総務部長	伊藤賢志
会計管理者	門間鋼悦	産業建設部長	宮田隆悦
水道局長	澤井昭	教育次長	山平東
市民生活部長	鈴木鋼生	福祉保健部長	鈴木公悦
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	櫻庭新悦	総務課長	児玉俊幸
市長公室長	鈴木司	財政課長	幸村公明
税務課長	伊藤正	産業課長	根一
建設課長	山口義光	総務学事課長	鎌田雅樹
生活環境課長	鈴木利美	市民課長	藤原貞雄
社会福祉課長	山平重男	高齢福祉課長	伊藤律子
健康推進課長	小林健一	収納課長	菅原龍太郎

追分出張所長	鈴木久雄	農業委員会事務局長	田仲茂隆
下水道課長	三浦永寿	都市整備課長	佐々木博信
スポーツ振興課長	菅原徳志	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	昭和総合窓口センター長	川上秀佐男
天王総合窓口センター長	三浦喜博		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成20年第2回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成20年6月20日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第47号 潟上市ふるさと応援基金条例（案）について
- 日程第 2 議案第48号 潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係  
条例の整備等に関する条例（案）について
- 日程第 3 議案第49号 潟上市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例（案）  
について
- 日程第 4 議案第50号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に  
ついて
- 日程第 5 議案第51号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）  
について
- 日程第 6 議案第52号 潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条  
例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第55号 平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）に  
ついて
- 日程第 8 議案第56号 平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第57号 平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第3号）  
（案）について
- 日程第10 議案第58号 平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
1号）（案）について
- 日程第11 議案第59号 平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1  
号）（案）について
- 日程第12 議案第60号 平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1  
号）（案）について
- 日程第13 議案第61号 平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1  
号）（案）について

日程第 1 4 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について

日程第 1 5 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について

日程第 1 6 請願・陳情について

日程第 1 7 各常任委員会の報告について

総務常任委員長

社会厚生常任委員長

産業建設常任委員長

文教常任委員長

日程第 1 8 議員派遣の件について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

なお、21番堀井副議長より、親戚のご不幸により欠席届が提出されておりますことを報告します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第47号 潟上市ふるさと応援基金条例（案）について から 日程第16、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議案第47号から日程第16、請願・陳情までを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第17、各常任委員会の報告について】

○議長（藤原幸作） 日程第17、各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

また、委員長の報告の後、質疑および討論を行います。各委員長報告が全部終了後に1件ごと採決致しますので、お願いします。

なお、条例（案）と請願・陳情については、そのつど採決まで行います。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

それでは、はじめに総務常任委員会の報告を求めます。大谷総務常任委員長。19番。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（大谷貞廣） 皆さん、おはようございます。それでは、総務委員会の報告をさせていただきます。

平成20年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成20年6月16日

2. 出席委員 戸田俊樹、佐藤恵佐雄、佐藤幸孝、藤原幸作、大谷貞廣

3. 説明当局 副市長、総務部長、会計管理者、  
選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、議会事務局長、  
各関係課長

4. 書記 総務部 市長公室 伊藤 貢

5. 審査の経過と結果

議案第47号、潟上市ふるさと応援基金条例（案）について。

本条例は、ふるさと納税制度の導入に伴い、その受け皿となる基金を創設する必要があるため、関係条例を制定するものです。

委員からは、ふるさと納税の周知方法について十分検討するよう意見がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第48号、潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例（案）について。

本条例は、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができることとする等の必要事項を定めるため、関係条例を改正するものです。

委員から、指定管理者制度の導入によるメリット・デメリットについて質問があり、市民サービスの向上により市民が利用しやすい施設を目指し指定管理者制度を導入するとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入について、17款3項財産区繰入金は30万円の補正で、飯塚財産区特別会計から繰入するものです。これは、飯塚財産区で地域のために貢献したいということで、日頃から会議等で使用している飯田川地区の飯塚児童館にエアコンを設置する経費に充てるものです。

18款1項繰越金は7,951万2,000円の補正で、前年度の繰越金です。

19款5項雑入の補正額は、自治総合センターコミュニティ助成金の250万円です。これは、コミュニティ助成事業として天王湖岸7地区自治会コミュニティ活動促進にかかわる助成金です。

歳出について、総務常任委員会に付託された議案第55号平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）のうち、職員の人事異動による人件費の補正についての関係部

分の説明は割愛させていただきます。

2款1項1目一般管理費の人件費以外の8節から14節の補正は、11月開催予定の「潟上市表彰式典」にかかわる経費です。内容は、表彰者に対する記念品の購入費、式典の次第等の印刷代、祝賀会の委託料が主なものです。

委員から、表彰候補者等について質問があり、当局からは、今後、表彰審議会を開催して審議するとの回答がありました。

同じく3目財政管理費は1,028万2,000円の補正で、委託料は公会計システムの整備委託料で、備品購入費はそれに伴うパソコンの購入費です。

同じく5目財産管理費の11節修繕料の47万円は、昭和庁舎の玄関タイルの修繕料です。13節委託料の12万5,000円は、八郎潟ハイツのアスベスト調査の委託料です。

同じく10目自治振興費の18節備品購入費の261万1,000円は、先に歳入で触れましたコミュニティ助成金を活用し、湖岸7地区自治会の施設に自治会からの要望により各備品を購入するものです。

委員から、今後の導入計画について質問があり、当局からは、自治会連合会等と協議のうえ進めていくとの回答がありました。

2款5項2目地籍調査費の7節賃金の74万円は、7月から始まる地籍調査の現地調査にかかる補助職員の賃金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第62号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入は、2款1項1目基金繰入金で、財政調整基金より30万円を繰入するものです。

歳出は、3款1項1目一般会計繰出金で、一般会計へ30万円を繰出しするものです。これは、地域への貢献を目的とし、飯田川地区の飯塚児童館のエアコン設置費用について飯塚財産区が負担するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第6号、名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について（陳情）。

この件については、内容を研究した上で他市町村の動向を注視する必要があることから、全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上、総務委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案の質疑に入りますが、質疑についてはご承知のとおり、ただいま報告されました委員長報告に対する質疑ですので、宜しくお願いします。

最初に、議案第47号、潟上市ふるさと応援基金条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、潟上市公の施設の管理を指定管理者に行わせるための関係条例の整備等に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 報告の内容について2点お伺いをします。

委員長報告の3ページのところにあります表彰式典にかかわる経費という報告のところではありますが、11月開催予定の潟上市表彰式典にかかわる経費ということで報告があ



るわけなんです、この潟上市表彰式典というものの位置づけというか性格、どういう式典なのか、合併3周年の式典ということになるのか、というようなこの表彰式典というような名称です行われるという経緯、それから11月開催というこの期日、合併記念とかということであれば合併のしたような日に近いところと考えるところではありますが、その辺のような説明と審議がされたのかというのが1点。

それから、その次のところの財産管理費でありますけれども、公会計システムの整備委託料ということになっておりますが、初日の行政報告にもありましたように、今度是一部事務組合あるいは第三セクターもですね合算して、それで会計を処理していくと、連結をさせていくという報告があったわけなんです、そのようにしていくためにですね、一部組合の財政内容、あるいは三セクの財政内容をどのように審査してですね、市の方で審査をして、どのように連結をさせていくのかということをお伺い致します。

○議長（藤原幸作） 大谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 伊藤議員にお答え致します。

これは、第1点めなんですけれども、合併後の市の功労者、あるいはそういうことの要するに記念式典という位置づけでございます。

それから2点めなんですけれども、このことについては、事の発端ということは夕張にショックのことで、これが尾を引いておりますんですけれども、この国の平成18年の8月に示されたものについて全国関係市町村が実施しておるわけなんですけれども、公会計システムの部分ですけれども、これについては20年度は不納欠損の作業を進めると。それから今、一部事務組合、広域連合、第三セクターはどうなっているかということなんですけれども、これは21年度にまとめて連結財務表として公表することになっております。こういうご説明を受けております。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 公会計システムのところはですね、一部組合も三セクもですね、それぞれが財務の内容を持っていてやっているわけなんです、市全体の会計にこれらを合算して連結した4表をつくるということになりますと、その事前のところですね、組合あるいは三セクの財務状況の監査といいますか内容を点検してみる必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺の仕組みについてのご説明等、審議等なかったのか、もう1点お伺いします。

○議長（藤原幸作） 大谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 審査内容は私が言ったとおりでございます。そこまでの踏み込んだようなことは審査しておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第6号、名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について（陳情）質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 名古屋高裁での判決というのは、どんな意味があるのかということ審査したのかどうか伺いたいと思います。この報告書の中では、「他町村の動向を注視する必要があることから」ということを報告の中でうたっておりますけれども、これはやはり憲法9条に照らしてどうなのかということをおね、やはり審議したかどうかと、私、そうでなければいけないと思うんですよ。そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（藤原幸作） 大谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 藤原議員にお答えします。

憲法9条の件についてはいろいろお話がありましたんですけれども、今、世界のすう勢といいますか、これまた今議会でそぐわないかもしれませぬけれども、これからアメリカの政策がどうなるのか、そのことによっても非常に左右されるものだと思っておりますし、また、9条のことも十分認識しておる中で、やはり国も今もうちょっとという

ような理解でやっておることでございますし、最近なんですけれども、ここ二、三日前には、今年の後半には終わりになるよということもあります。同一自治体の動向も見ながらやはり判断をする必要としてものを決めたいと、そういう結論に達しました。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まずはじめに、原案に反対者の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） 私は、名古屋高裁で出されました「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤回させる意見書」の採択について、これは直ちに採択すべきだという立場から討論したいと思います。

それで、名古屋高裁の判決というのはどういう内容だったかについてちょっとお話ししたいと思いますけれども、これは損害賠償請求を求めていたわけですがけれども、これについては全面的に損害賠償請求については認められないということで国が勝っております。

しかし、その判決の中身を見ればですね、憲法9条を守る立場からいろいろなことが書かれておりますけれども、特にイラク・バグダッドでのアメリカ軍、多国籍軍がどうしているのか、ということについて述べて認定しております。それは「強力な爆弾とか残虐兵器を使って民家を破壊し、都市機能を失わせ、多数の者が難民となって、近隣諸国へ流出することを余儀なくさせるなど重大な被害を生じさせている」としっかり認定しております。民間人や子供の死傷もかなりあるということも認定しております。自衛隊がバグダッドでの米軍兵の輸送とかいろいろなことに対する協力は戦争協力であると。憲法9条に照らしても違憲であるというようなことで、はっきりとうたっております。これは名古屋高裁の後、最高裁があるのかどうなのかということなんですけれども、最初のところで損害賠償を求めることに対して、それは認められないということで国が勝訴しておりますので、勝訴したものについては上告できない。ですから、この名古屋高裁が最終の判決であります。これは憲法9条は皆さん分かっており、戦争はしない、武器は持たない、この意味はやはりほかの国の戦争にも協力しないということが明確になっている点であります。日本は三権分立といいまして、司法、立法と

かいろいろ三権分立が分かれておりますけれども、国であってもこういうふうにな古屋高裁から出された最終的な判決については従うべきだと。直ちにやはりイラクから引き揚げるべきだということでございます。

以上をもちまして、私はイラクでのいろいろな状況、皆さんもご承知と思っておりますけれども、憲法違反といったからには、やはり国も素直に撤退すべきでないかというようなことを訴えまして、この陳情は直ちに採択すべきだという討論を終わりたいと思います。以上です。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかにおりませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これで討論を終わります。

陳情第6号については、総務常任委員長の報告のとおり継続することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、陳情第6号は総務常任委員長の報告のとおり継続することに決定しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。1番千田社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（千田正英） おはようございます。

社会厚生常任委員会に付託された議案について報告致します。

審査年月日 平成20年6月16日。

出席委員 全員でございます。

説明当局者 福祉保健部長、市民生活部長、各関係課長です。

書記には、福祉保健部 社会福祉課 小玉 隆さんです。

それでは、審査の経過と結果について申し上げます。

議案第49号、潟上市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律が一部改正され、平成20年7月1日から施行されることに伴い、同法を引用している箇所を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税について、新たに後期高齢者医療制度が導入されることおよび税率の均一化の段階的調整が必要なため、条例の関係部分を改正するものです。これは、賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、賦課限度額が変更され、医療分として「56万円」から「47万円」、支援金分として「12万円」、介護分「9万円」と合わせて、従来の限度額「65万円」から「68万円」に改正されます。

課税方式は資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式で課税することになります。

19年度税率で試算した場合、約3,000万円不足になるため税率を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入、13款2項1目民生費国庫補助金53万円は、障害者移動支援事業に伴う地域生活支援事業費補助金です。

13款2項4目総務費国庫補助金98万7,000円は、裁判員制度開始に伴う住民基本台帳電算処理システム改修費交付金です。

14款2項2目民生費県補助金26万5,000円も、障害者移動支援事業に伴う地域生活支援事業費補助金です。

歳出について、補正予算のうち人件費にかかわるものは、人事異動に伴うものと臨時事務賃金です。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費に13節住民基本台帳電算処理システム改修費委託料98万7,000円と、3款1項2目障害者福祉費に13節障害者移動支援事業委託料106万1,000円が計上されています。

3款1項6目老人福祉費の13節委託料4万5,000円は、大崎ことぶき荘の樹木伐採処理委託料です。

19節特養建設費償還助成金及びデイサービスセンター建設費償還助成金は、社会福祉法人が施設整備の財源として、福祉医療機構からの借入金に対し、県の補助率が見直され、減額された分を市で追加補助を行うため、今回、債務負担行為補正を行っております。その特別養護老人ホームわかば園、デイサービスセンターはまなすの20年度の償還分56万3,000円です。

3款2項3目母子父子福祉費の21節ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金150万円は、利率1%で1年据置後の9年償還となっております。

9款1項1目消防費19節の消火栓工事負担金301万2,000円は、2か所分で水道事業会計への負担金です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ105万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ35億8,656万円とするものです。これは、人事異動に伴う人件費であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号、平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ5,022万7,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億744万6,000円とするものです。これは、医療給付費の過誤調整分と19年度確定に伴う精算の返還分によるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ40万3,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,864万6,000円とするものです。これは、人事異動に伴う人件費であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ60万7,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億372万2,000円とするものです。これは、人事異動に伴う人件費によるものと、介護保険料、後期高齢者医療保険料および国民健康保険税の年金からの特別徴収に関わる経由事務委託料です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ299万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4,131万8,000円

とするものです。これは、人事異動に伴う人件費であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号、後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書について。

本件について継続審査としていたところですが、国会でも撤回・廃止の審査をし結論が出ていない状況であるが、世論として反対もあり、高齢者の負担感もあるという情勢から新たな論議を起こすべきと考え、採択すべきと決しました。

陳情第4号、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書について。

陳情第3号と同様の理由で採択すべきものと決しました。

陳情第9号、政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書について。

本件については新規の陳情ですが、陳情第3号と同様の理由で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました、議案第49号、潟上市犯罪被害等基本条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、新たに後

期高齢者医療制度の導入によって支援金制度ができます。これによる、この部分での1世帯当たりどれぐらいの負担が増えるのかということについて審査してありましたら伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 千田社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 11番にお答え致します。

支援金分が1世帯当たりどのぐらいに負担になるかということは審査しておりませんが、後期高齢者医療制度の実施に関わりまして、その分の支援分と医療費の伸びで若干の増となるという委員会の見解です。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） そうすれば今報告ありましたけれども、詳しい点についてはもう少し聞いていただきたかったわけですが、結果的には増になるということを確認してもよろしいですか。

○議長（藤原幸作） 千田社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（千田正英） これは、まず資産割を廃止して、できるだけあれです、資産割を納めていた人は、固定資産税の額によって資産割を多く納めている人は比較的軽減になります。同じ程度の人もいると思いますけれども、要するに資産割を納めている人は軽減になるということです。一般的には財源不足の3,000万円が不足だということで、その分が多少増となるということです。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、どうも御苦労さまです。

国民健康保険税条例の改正をされるわけですが、資産割を廃止して3方式をもって課税をする。合併以来3度にわたる税率の改正ということですが、地区別の税率の変更もあるわけで、この辺の根拠が3,000万円の不足ということで税率を改正すると。また、収納率の状況を見ながら地区別の税率を改正、値上げをするということのようですが、19年度の国保税の決算状況も先般若干の報告があったわけで、そういうねらいからどのように委員会で審査をされて全会一致になったのか、経過を説明していただきたいということと、全県25市町村の中で今回の国保の改正に伴って支援部分のところについてどういう全体の動きがあって、類似団体等についての説明、類似団体の資料等を請求しながら比較検討されたかどうかについてご報告をいただきたいと思います。

以上です。



○議長（藤原幸作） 千田社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 2番さんにお答え致します。

ただいまの2点につきましては審査しておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） 提案されております、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正について、私は反対の立場から討論致したいと思います。

合併による旧3町の国保税を統一調査するために今年度もまた税率の調整案が出まして、資産割をなくすという前進的な面もありながら、国の医療制度により後期高齢者医療制度への支援金を拠出しなければならなくなりました。現役世代にも年金生活者にとっても新たな負担は生活に大きく響きます。年金も賃金も上がらない中、雇用情勢も不安定であります。今日のニュースによればガソリンも180円以上に上がるという報道もされておりますが、そういういろいろな生活面から考えますと、この支援金分につきましては新たな負担ということなので賛成するわけにはいきませんので、提出の条例には反対致します。

以上で反対の討論を終わります。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第56号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第57号、平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第58号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第59号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 委員長、どうも御苦労さまです。

58号も59号も関連するわけでございますけれども、この中で、59号の中で後期高齢者医療保険料という名目が入っておりますけれども、先ほど委員長の説明の中で、陳情第

3号、4号、9号の陳情書の中で採択と、撤回を上書するという採択を求めています。それで、この後期高齢者医療なるものの予算には実際どのような委員会の中で審議、ご意見が出たものか、それをお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 千田社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 7番さんにお答え致します。

このあれですね、59号の案件は、人事異動に伴う人件費ということで、後期高齢者医療の制度については審査しておりません。ここの部分では。

○議長（藤原幸作） 7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 私が言いたいのはですね、導入には撤回・反対という、これ後でまた話しますけれども、予算には全然異論がなかったと、予算執行に対して。これは整合性がないのではないかと思うわけですが、その辺、委員長としてはどう考えるんですか。

○議長（藤原幸作） 千田社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（千田正英） あくまでも、これは59号は人事異動に伴う人件費の審査ですから、そのことの1点で当局の方から説明がありました。当局の方からも、その陳情書に対しての説明もありませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第60号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第3号、後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への

意見書の提出を要請する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 私は、先ほど委員長の説明がありましたけれども、世論として反対もあり、高齢者の負担感もある。しかも議会、国会ではまだ審議といいますか、そういう中での撤回といいますか、白紙といいますか、そういう意味では少なくとも継続をすべきであったのではないかと思います。潟上市におきましては高齢者、要するに75歳の対象者なる方は4,100人ぐらいおるそうでございますけれども、この負担、医療費とか負担そのものは、都会とかの場合はかなりまず健康保険が今まで少なく掛けてた面で負担増になる可能性はあります。しかし、地方におきましては負担の方が少なくなるということもありますので、そういう意味では、ここで地方の我が市の世論、あるいは我が市のそういう状況を把握した上でも、ひとつの何といいますか、もとにそういう白紙撤回すべきであったのではないかと、このように思っております。

いずれにしましても、医療費は、この間も話しましたとおり国の医療費は33兆円と。しかも高齢者のかかる医療費が、その中で10.8兆円と。そういう、これから2025年には25兆円にもふくれ上がるという推測がされております。それと高齢者の方々は、やはりこれから病気にかかっても長くかかったり、あるいは複数のそういう病気にかかって長期化するという面もあり、どうしても医療費がかさむと。あるいは現役、若い人方の負担を少なくするためにも、やはり出せる人であれば少なくとも1割とか負担していただくというのが今の社会情勢からして決して無理ではないのではないかと、このように思うわけでございまして、私はこの採択に対しましては非常に納得がいきませんので、ここで反対を致したいと思っております。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） 陳情されております後期高齢者医療制度に関する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書について、社会厚生常任委員会の審査結果は採択ということですが、私はこれに賛成ですので賛成討論をしたいと思っております。また、関連する広域連合への意見書にも賛成ということをつけ加えます。

4月より実施となりました後期高齢者医療制度について、テレビを初めとしたマスコミの報道は、ほぼ連日のごとく行われております。そこでは、後期高齢者医療制度についての国民の反響や怒り、司会者も含め、これはひどい制度だと報道しております。この間行われた山口2区での衆議院補欠選挙や埼玉県県会補欠選挙、そして沖縄での県議会選挙の結果は、間違いなく後期高齢者医療制度が争点になったと報道し、その結果は、これを進めてきた与党政府が惨敗だということを報道しております。直近の国政選挙を反映した参議院では、後期高齢者医療制度の廃止法案が野党4党により可決されております。74歳と75歳はどこが違うのか、年寄り早く死ねといわんばかりの制度ではないか、なぜ年寄りを国保や健保から追い出し別枠の制度に追い込むのか、少ない年金から差し引くのはひどいなどの国民の怒りが沸き上がっております。

この制度の第1の問題点は、医療費削減を目的にして75歳以上の高齢者を差別することです。政府のねらいは、高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、高い負担を押しつけ、診療報酬も別立てにすることで安上がりな差別医療を押しつけることです。厚労省の試算では、2015年度には医療費全体の削減額3兆円のうち2兆円、2025年には8兆円削減のうち5兆円を75歳以上医療費削減で捻出するとしています。高齢者の医療費をいっ一番で削減するために後期高齢者制度はつくられたのです。年齢で差別する医療制度をつくった国はどこにもありません。命と健康に関わる医療に年齢での差別と高齢者の新たな負担を持ち込み、長年、社会に貢献してきた高齢者に苦しみを強いる制度となっております。

第2の理由は、制度が存続すればするほど高齢者に負担を押しつけるということです。後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直しされ、75歳以上の人口が増えれば自動的に保険料が値上がりする制度となっております。長寿の人が増えるだけで保険料が値上げになるのです。その上に医療技術の進歩などで1人当たりの医療給付費が増えれば、もっと値上がりする仕掛けになっております。東京都の試算では、平均保険料が2年後には2万円、4年後には3万円の値上がりになると試算しております。団塊の世代が後期高齢者になる2025年には、現在平均で7万2,000円が16万円となる、2倍以上に相当するとも言われております。保険料を年金から天引きするのは、どんどん値上げしても取りはぐれのないようにするものです。また、75歳を超えたということから、病気の予防から外来、入院、終末期まで、あらゆる場面でひどい差別が始まります。2月から3月にかけて診療報酬が決まりました。健康診断では行政の義務から外されました。人間ドック

では補助が出ない、外来では必要な検査や治療を受けにくくする定額制の導入で複数の医者にかかりにくくするなど今後起きてくると思います。これは全国の都道府県の医師会の6割以上が反対や批判をしております。医師会から反対に遭い、まだ実施している医療機関は少ないのですが、今後進んでいくと思われれます。延命治療は控えめにという誓約書を書かせることも進んでいます。後期高齢者制度と同時に療養病床を35万床から15万床に大幅削減し、高齢者の病院からの追い出しがさらに加速され、終末期は自宅で死ぬと強制されます。亡くなった際には支給される葬祭費まで多くの地域で削減されました。

第3の理由は、すべての世代に重い負担と医療切り捨てを押しつける制度です。現役世代の組合健保や政管健保からの後期高齢者支援金は、これまでの老人保険制度への拠出金より増額され、健康保険組合連合会では5,000億円の負担増になるとしています。市町村国保を含めて現役世代の保険料の値上げの動きも出ています。これまで扶養家族であった高齢者からも新しく保険料が徴収されますが、これは新たな現役世代の負担です。また、64歳から74歳の高齢者にも国保医療の年金天引きが導入されます。65歳以上の障害者もこの制度に強制的に加入されることが多く、負担増や差別医療が押しつけられます。

あらゆる世代に負担増と医療切り捨てが行われるこの制度には反対します。保険料の新たな負担は貧困を生む原因となります。国民が年齢的にも経済的にも安心して医療を受けられる制度へと進むためには、国民的な議論が必要です。今回の社会厚生常任委員会の判断に賛成し、討論を終わります。議員各位の的確なるご判断を宜しくお願い致します。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） これで討論を終わります。

陳情第3号については、社会厚生常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、陳情第3号は社会厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第4号、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第4号については、社会厚生常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数。したがって、陳情第4号は社会厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、委員長報告の陳情第9号、政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。7番。

○7番(佐藤恵佐雄) この陳情は、一番最後のというか新しく出された陳情でありますけれども、それこそ、この国会の方では審議をされ、そして制度そのものは存続し、ある程度、先ほど言われました天引きとか軽減負担とかを審議され、まだしっかりしたことは国会で審議されていない状況である中で採択されたということでございますので、先ほど言いましたとおり我が市の現状をある程度把握しながらいろんな議論が出されたものなのか、それともただ先ほど言った世論の反対あり、高齢者の負担感もあるというだけで採択されたものなのか。やはり元来、保険というものは保険料が払って初めてそれなりの健康保険であってもすべて何があっても大丈夫とか、するわけですね。全くその何も支払いしないで本当に払えない人であれば別ですけども、払わないで、ただただそれだけで済むのであれば、それこそ財政が逼迫してパンクしちゃうというのは目に見えるわけでございます。先ほども言いましたとおり、やはり負担できる方はやはり負担して、そして公平にこれからの超高齢化社会に向かってどうしたら日本の高齢者を日本の医療で守れるかということの想定の中で、これは何年という年月をかけて決め、執行したわけです。ただ、2年間の猶予があって説明不足とか、あるいは低所得者に対する軽減措置というのはなかったように、あるからそれで見直しされたでしょうけれども、その辺のところを社会厚生委員会ではどのように、やはりこれは大きいことですから、ただ単に世論の反対とかっていう、じゃあ世論の反対があればすぐ撤回するのかという問題にもなってきますので、そういう意味ではやはり最終的には選挙で白黒つけ

る状況にあるんでしょうけれども、まずその辺のところがどのように議論されましたか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 千田社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 7番さんにお答え致します。

先ほどですね7番さんの、まだ国会でも審議中だということで、当委員会でもですね現在の情勢は今動いている状態だということで、もう少し様子を見た方がいいんじゃないかなという意見を交わしながら、意見交換しながら、最終的には後期高齢者医療制度は国民によく理解されてないという委員の全員の意見で採択ということになっております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 私やはり一番言いたいことはですね、現在の導入された制度と、それから後から例えば出された対案なるものの制度と、どちらかというこの対象図があって、それで初めてね撤回とか何とかというんだばまだ理解もできますけども、これから白紙撤回して何年かかって、また今の大変な、老人保健医療で大変だと、国民健康保険で大変だという中で、これ今まで審議してくる方が相当年月をかけて、そして予算が伴っているわけですね、予算が。ただでやってきているわけではないんですよ。それをいとも簡単にね白紙撤回とかということは、やはりここでは当たらないと私はそういう意味で思いますので、先ほど言いましたとおり、この採択に対しては反対を致します。

○議長（藤原幸作） 委員長の答弁、必要ですか。よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第9号については、社会厚生常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、陳情第9号は社会厚生常任委員長の報告の



とおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。20番西村産業建設常任委員長。20番。

**【産業建設常任委員会の報告】**

○産業建設常任委員長（西村 武） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成20年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

審査年月日 平成20年6月16日、17日。

出席委員 藤原典男、小林 悟、菅原久和、堀井克見、西村 武の全員でございます。

説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長。

書記 建設課 菅原靖仁さんをお願いしております。

**審査の経過と結果**

議案第52号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、選任による委員の団体推薦に関し、関係土地改良区の協議により選任委員となる地区を統一選挙ごとに輪番制にすることとしていたため、条例の関係部分を改正するものです。

委員から、法律で規定されているものについての条例制定および改定の必要性や関係土地改良区数についての質問があり、条例制定および改定の趣旨や関係土地改良区数等について説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入について主なものを申し上げます。

14款2項4目農林水産業費県補助金は64万1,000円の増額で、第59回全国植樹祭記念植樹事業費補助金20万円およびマツ林健全化整備事業費補助金44万1,000円の増額で、

交付決定を受けたことによるものです。

14款2項8目土木費県補助金は185万7,000円の増額で、地域住宅交付金の交付決定を受けたことによるものです。

19款5項5目雑入は宝くじ助成金970万円の増額で、鞍掛沼公園内橋梁工事の財源に充当されるものです。

委員からは、第59回全国植樹祭記念植樹事業費補助金についての質問があり、県補助金として20万円を計上し、歳出で一部単独費を加算して委託料を計上しているとの回答がありました。

また、地域住宅交付金に関する市営住宅への火災報知器設置に関する質問があり、平成21年度までに火災報知器を市営住宅全戸に設置する予定との回答がありました。

歳出について主なものを申し上げます。

人件費については、職員の人事異動に伴うものであり説明を省略させていただきます。

6款1項の農業費は797万5,000円の増額で、農業委員会費の臨時事務賃金99万円、農業振興費の農業振興地域整備計画策定検討委員会設立の経費10万8,000円、農地費のコアツコ地区水路安全施設改修工事費156万9,000円が主なものでございます。

6款2項1目林業振興費は66万7,000円の増額で、主なものは、第59回全国植樹祭記念植樹事業委託料22万6,000円、マツ林健全化整備事業委託料42万円であります。

8款2項2目道路新設改良費は1,030万円の増額で、道路側溝改良工事天王地区4路線分であります。

8款4項の都市計画費は819万1,000円の増額で、主なものは、公園費の鞍掛沼公園大型トイレの防犯カメラ設置工事費161万2,000円の増額であります。

8款5項2目住宅管理費は571万円の増額で、主なものは、市営住宅の耐震診断委託料190万円、市営住宅の火災報知器取り付け工事費365万7,000円であります。

委員からは、農業振興地域整備計画についての質問があり、平成19年度から平成21年度までに農業振興地域の設定および整備計画を策定したいとの回答がありました。

また、道路側溝改良工事については地域要望によるものかという質問があり、地域要望で合併前からの継続事業であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第61号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ65万3,000円を増額し、総額を17億8,893万8,000円とするもので、人事異動に伴う職員の人件費であります。

委員からは、人件費の支出項目の公共下水道費が増額で、特定環境保全下水道事業費が減額の理由についての質問があり、人数の増減はありませんが、給料の差額によるものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第63号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

収益的収入、1款1項の営業収益は301万1,000円の増額で、仁山と元木地内消火栓取替受託工事で一般会計からの事業収益であります。

収益的支出、1款1項の営業費用は429万9,000円の増額で、主なものは、人事異動に伴う人件費と仁山・元木地内消火栓取替工事によるものであります。

資本的支出、1款1項の配水設備費は448万4,000円の増額で、下虻川街道下地内配水本管布設替工事によるものでございます。

委員からは、経営分析業務委託について経営分析は重要であり、しっかりした経営診断をしてもらいたい。経営に十分反映させるよう要望があります。平成19年度決算をもとに分析し、今後の経営に反映させていきたいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第7号、国による公的森林整備の推進と国有林事業の健全化を求める陳情書について。

本件につきましては、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらに地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に寄与するものであり、本陳情は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

これより議案第52号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありますか。3番。

○3番(児玉春雄) 西村委員長、御苦労さまでございました。私からは1点だけお聞きしたいと思います。

報告書の3ページ、歳出の方で「8款2項2目道路新設改良費は1,030万円の増額で、道路側溝改良工事天王地区4路線分」とありますが、これは地域の要望で合併前からの継続事業であるということですが、この4路線の、もし分かりましたら1か所分の金額とどのくらいか、それから継続ですので例えば地図がちょっと薄く分かりづらいので、これは東湖町・一向団地だと思います。ここはもう継続でもう何年くらいかかるかどうか、あるいはこれ八坂団地だと思いますが、これももう事業は何年くらいかかるか、そういうことをいろいろ審議されましたらお願いします。

○議長(藤原幸作) 西村産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(西村 武) 3番児玉議員のお答えを致します。

当委員会では、このことについては審査しております。まず工事内容につきましては、先ほど報告されたとおり、地元の方々から要望されまして継続的にこれを行ってきているということですが、内訳につきましては、まずこれは出戸新町地区ですね、これが延長120メートルでございまして、金額は大体、金額のことはちょっとかな……後で金額の方を言いますけれども、それと東湖団地ですけれども、これは延長が293メートルですね。それと八坂団地ですけれども、これも延長が…80メートルか、八坂団地は68メートルですね。上出戸地区が32メートルですね。そういうことになっております。金額につきましては、どこそこでどのくらいということにはちょっと今……金額につきましては、八坂団地が250万円。それから出戸新町が350万円。上出戸が180万円と、このようになっています。そしてその後どのように進んでいくかということ、これはやはり順次、毎年どのくらいやるかということは私どもの方では聞いておりますけれども、

継続的に今後もやっていきたいと、こういうことの説明をいただいております。よろしいですか。

○議長（藤原幸作） 3番。

○3番（児玉春雄） ありがとうございます。私ちょっと本当に聞きたかったのは、地域の皆さんから、「いや、児玉さん、おら方、この改良側溝いつやるべか。何ぼ頼んでもなかなか番こねして」と、「いつごろになるか1回聞いてみてくれや」と、こういう声がありますので聞いたところですよ。次の機会がありましたらよく審議してまたご報告願いたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） 7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 委員長、どうも御苦労さまでございます。

3ページの鞍掛沼公園の大型トイレ防犯カメラの設置についてでございますけれども、設置工事費が161万何がしということでございますが、これは多分、新設の設置だろうと思うわけですが、設置する際には何か特別なことがあっての設置なのか。それとも、これからの防備に備えての設置なのか。それから男女ともつけるのか。それから監視、危険察知した場合の監視体制というか、監視という言葉がちょっとあれだけでも管理といいますか、これはどこでどのようにして行うのか。ただ、付けて後から何かあったときに入れるというか、そういうことなのか、その辺のところを審議ありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 西村産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（西村 武） 佐藤議員にお答えを致します。

鞍掛沼のトイレに防犯カメラを設置する、その必要性につきましては、当委員会でも十分審査を致しました。そういう中で、4月の29日にトイレで放火事件があったわけですね。それとですね、例えば以前にもトイレトペーパーのそういう消耗品の盗難事件、あるいは女子トイレでは14年、15年、16年と盗撮事件というのがありまして、警察の方に、今回放火のあれを警察の方に届け出しましたら、警察の方では、そういう事件が大きくならないうちにまず防犯カメラの設置等をしたらどうですかというご指導をいただいたという説明でございました。それでまずこのトイレの方にカメラを4台設置すると。そして、その管理は展望棟の中の管理棟の方で、例えば管理棟にモニター、リコーダーというものを各1台つけて、管理棟の方でその管理をするということになっております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。17番。

○17番（中川光博） 委員長、お疲れさまです。報告ありがとうございました。

1点です確認させていただきたいんですが、歳入の項目です19款5項5目で雑入ということで宝くじ助成金970万円の増額を鞍掛沼公園内の橋梁工事の財源に充当するということの説明がありました。歳出について見るとですね、この件についてちょっと詳細がありませんので確認したいと思うんですが、確か鞍掛沼の橋梁、橋ですね、確か3か所、大きな橋があると思うんですが、1か所かなり危険な状態の橋になってますけれども、どこの箇所の工事になる予定なのかですね。

あともう一つはですね、何度か工事してるようなんですけれども、初めての工事なのか、あるいは2回めの工事なのか、あるいはどういう工事をするのかということについての内容についてお話があったかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 西村産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（西村 武） 17番議員にお答えを致します。

まず、このことについては当委員会でも審査しております。そういう中で、先ほど歳出の方がないというのは、当委員会でもこのことについては不思議に思いましたけれども、これはもう既に3月議会で予算の決定をしているわけですので、3月の議会でこの橋の架け替え工事が提案されておまして、もう既に決定している、こういうことですので、今回の橋の架け替えですけれども、B橋というのは滝の前、滝の前の橋ということで、これは、それからC橋は矢板の棟の前ということで、その橋の架け替え工事ですね、かなり傷みがひどく、もう古くなってきましたので、この橋を架け替えしなきゃならないというようなことから宝くじの方にその申請をお願いしていたところ、まず3月いっぱいの内示が来ましたので今回の補正予算にしたという説明をいただいております。

以上です。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。

○17番（中川光博） はい。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。13番。

○13番（佐藤 昇） 委員長、どうも御苦労さんです。

報告書の3ページの中ほどで、農業振興費のいわゆる地域整備計画の策定検討委員会の設立ということで、委員会でも審査したと、質問があったということになっておりますが、これを見ますと「19年度から21年度までに」とあるわけですが、普通であれば19

年度からだとすれば19年度にその検討委員会を設立して始めるのが普通のこの会の形式だと思うんですが、その点はなぜこの20年度にいわゆる始めるのかということと、そしてこの検討委員会が何人ぐらいで構成されておるものかということと、この整備計画の計画内容等もしご審議なったということであればお知らせを願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 西村産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（西村 武） 佐藤議員にお答え致します。

当委員会でもこのことについては詳細にわたりまして審議を致しております。まず、これは農業地域整備の法律に関するものでございまして、潟上市農業振興計画検討委員会というものを設置するという、これは法律に基づいたものであるということで、それから19年度から開始して21年度までということでございますけれども、先ほど佐藤議員からもお話がありましたとおり、19年度はまず所管の方で基礎調査ですね、その基礎調査をして20年度で検討委員会を立ち上げるということでございます、21年度までそれを策定すると、そういう計画でございます。

その委員ですけれども、まず、その委員のメンバーでは市議会、産業建設委員ですね、それから市農業委員会の委員、農業協同組合の役員、土地改良区の役員、農業者代表、あるいは秋田地域振興局、その他市長が認める者となっております、総勢12名でございます。そして、ただ費用弁償を払うのは9人ということで、予算書には9人掛ける3,000円の3回分の予算8万1,000円を取っているということでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。13番。

○13番（佐藤 昇） 関連ですが、その検討委員会は今年度20年度1年で終わるんですか。そして最終の年度がまたまとめというようなことになるんですか。その点ひとつ。

○議長（藤原幸作） 西村産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（西村 武） そこまで、今年で終わるかということよりも、21年度まで検討委員会が続くものと私どもは説明を受け理解しております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、歳出の6款1項4目の農地費のコアツコ地区水路安全施設改修工事についてちょっとお尋ねします。

工事の内容について審議されたかどうかと、この要望が当局の現場の確認上または施工以来、相当の年数が経っているので、危険とみなして今回改良工事をするということなのか、それとも地域の要望なのか、個人の要望なのか、その辺のことについてどうい

う審議をしているか、ご説明いただければと思います。

○議長（藤原幸作） 西村産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（西村 武） このことについても当委員会では慎重に審査をしております。

まず、これは集排25号に関わる排水路の蓋の部分でございますので、そこはまず地元の人たちは、わりと歩道にも使っているということから、グレーチング部分ですね、それがもう大分老朽化してきて危険であるというようなことの当局の判断のもとに、今回そのグレーチングを7枚取り替えるということと、そこに防護柵ですか、そういうものも73メートルですか、それを今回は取り替えをしたいという予算でございます。というような説明でございました。

○議長（藤原幸作） 2番。

○2番（戸田俊樹） 大変ありがたいことですけれども、この用排水路であれば土地改良区との折半事業にならないのかということについては審議されておりますか。

○議長（藤原幸作） 西村産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（西村 武） 残念ながら、そこまではちょっと話し合いはしませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第61号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）につい



て質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第7号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第7号については、産業建設常任委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、陳情第7号は産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。9番佐藤文教常任委員長。

#### 【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長(佐藤義久) 文教委員会審査報告。

平成20年第2回定例会で本委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成20年6月16日、17日。

出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸雄、佐藤 昇、佐藤義久の全員でした。

説明当局 教育長、教育次長、各関係課長。

書記には、教育委員会 総務学事課 菅原 一さんを指名しました。

審査の経過と結果

付託された議案についての現場視察 出戸コミュニティセンター、出戸地区ことぶき荘、追分保育園、神明社観音堂、小玉邸。

議案第51号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、でと児童クラブ入所児童の増加に伴い、児童の安全・安心と保育環境の充実を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入について、14款2項6目教育費県補助金47万円は、学校教育将来構想策定補助金で、児童生徒の学力向上に向けての小・中学校の連携を進めるための研修等補助金で100%補助です。

14款3項7目教育費委託金65万7,000円は、英語活動等国際理解活動推進事業委託金で、英語活動等国際理解活動についての指導方法等の確立を図るため、東湖小学校をモデル校に指定し、外国語指導助手や地域人材を効果的に活用して市内小学校全体の水準を向上させようとするもので100%補助です。

委員からは、東湖小学校のみならず各小学校で実施すべきではないかとの質問がありましたが、この事業はモデル校として指定された19年度、20年度の2か年の継続事業であり、今後はその方向で検討したいとの回答がありました。

歳出について、3款2項4目児童館費の主なものは、臨時事務賃金138万2,000円と備品購入費30万円です。備品については、飯塚児童館にエアコン1台を設置するものです。

3款2項5目保育園費の工事請負費682万5,000円は、追分保育園の屋根防水シート改修工事で、屋根全体の54%の539㎡を整備するものです。

10款1項2目事務局費は、学校教育将来構想策定に伴うもので3年間の継続事業で100%の補助です。報償費15万5,000円、需用費24万円が主なものです。

10款1項3目外国青年招致事業費59万4,000円は、本市で招致しておりましたALTがこの7月に3年になり帰国するための旅費と、新たなALTの教材費等が主なものです。

10款2項1目学校管理費の修繕料47万9,000円の主なものは、追分小学校の揚水ポンプ1台の修繕料です。同じく委託料61万8,000円は、アスベスト分析業務に関わるもので、出戸小学校、東湖小学校、追分小学校の3校で計14か所です。

10款2項2目教育振興費65万8,000円は、英語活動等国際理解活動推進事業に伴うもので、講師謝礼、需用費が主なものです。

10款3項1目学校管理費の賃金128万7,000円は、天王中学校の校務員で新規の雇用臨

時賃金です。

10款3項2目の教育振興費29万5,000円は、キャリア・スタート・ウィーク推進事業に伴うもので、地域における職場体験とその事前・事後の学習活動を通じて望ましい職業観、勤労観の育成を図るものです。

10款6項4目文化財保護費の委託料9万円は、国指定文化財候補調査委託で飯田川飯塚の小玉真一郎氏の住宅が近代和風建造物として国指定重要文化財に値するとの進言から、国指定重要有形文化財に指定申請するための建造物実測調査費等です。同じく重要文化財管理費補助金26万2,000円は、飯田川飯塚の国指定重要有形文化財「神明社観音堂」に隣接する杉の危険木を伐採するための補助金で、国・市が事業費のそれぞれ2分の1を補助するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第8号、青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求める意見書の提出について。

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いである。しかしながら今日、パソコンや携帯電話の急速な普及により有害情報が氾濫し、青少年の心身を蝕み憂慮する事態を招いている。有害図書類、有害情報から青少年を守り、青少年の健全育成を図るためには陳情書のとおり願意妥当と認め、本件は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、正午を過ぎると思えますけれども会議を終了まで継続させていただきますので、ご協力宜しくお願い申し上げます。

これより議案第51号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決致します。本案に対する文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 宜しく願います。

10款2項2目教育振興費についてなんですけれども、これ見ますと、報償費ということで32万8,000円が謝礼としてなっておりますが、これ1回分でこんなに払うというわけではないと思うんですけれども、国際英語活動というのは必要なわけなんですけれども、何人分、何回ということで予算措置されているのか。宜しく願います。

○議長（藤原幸作） 佐藤文教常任委員長。

○文教常任委員長（佐藤義久） お尋ねの8だと思えますけれども、英語生活支援員の1,900円掛ける4時間ということで35回というようなことで伺っております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） どうも委員長御苦勞さまです。

4ページ、同じく61万円のアスベスト、各小学校のアスベストの、これは各小学校といますか、公民館あるいは体育館施設の中でアスベスト分析業務委託料となるのが、予算そのものが一律でないという面が見受けられます。これは新たに出てきたものなのか、それとも前に説明あったサンプルなるものを再調査といますか検査するものなのか。今後、非常にアスベストそのものが大変30年間ないし40年間も体内に身を置くといえますか、要するに体内に入ったら、いつそういう現象が起きてくるか分からないと。通称「時限爆弾」とも言われているぐらい大変なアスベストなわけがございますけれども、これをいち早く当市でもいろいろ今までやってきた経緯があります。そして、いち早く撤去ならびにそういう公害のないような除去をしてきた経緯がありますけれども、その辺のところはどのように委員会の中で話をされたものかと。また今後、これであとすべて調査が終わって、要するにまず潟上市ではほぼそういうアスベストなる業務を持続しなくてもいいという形で説明されたものか、その辺ちょっと分かりましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 佐藤文教常任委員長。

○文教常任委員長（佐藤義久） お尋ねのところでは、再調査といってもいいかと思いま

す。アスベストの中にトレモライトとかアンソヒライト、アクチノライトという混入物があるかのことで新規の事業のようになりますけれども、それが混入されているかどうか調査しなければいけないということで、いろいろ言われましたが、各款各項目で保育園は8か所とか天王中は3か所とか部分部分で説明していただきました。よろしいですか。

○議長（藤原幸作） 7番。

○7番（佐藤恵佐雄） ただ、何というか調査する内容とかも違うでしょうけれども、仮にサンプルであれば一律価格が、調査費用といいますが、サンプル費用というのは同じなような、私たち素人で。それが各9万円とか4万円とか20万円とかいろいろ調査の委託料が違ってのわけですね。その辺がどういう形の中で、量的なものでこうなのか。公害的な、さっき委員長が言った説明の中で多くそういう部分が含まれている要素があるために余計しっかりした調査しなければならないということなのか、その辺のところを議論されましたらお願いします。

○議長（藤原幸作） 佐藤文教常任委員長。

○文教常任委員長（佐藤義久） 先ほども申し上げましたけれども、例えばですね出戸小、東湖小、追分小、これが出戸が4、東湖が7、追分が3と計14か所で、単価4万4,100円というような格好で、各保育園とか中学校とか箇所によってまちまちですので金額が変わっていると思います。4万4,100円の調査委託ということで伺っております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 3点についてお伺いを致します。

1点めは、先ほども出ましたけれども英語活動等国際理解活動のところでありまして、3ページの委員長の報告のところにありますように「東湖小学校をモデル校に指定し、外国語指導助手や地域人材を効果的に活用して」というご報告でありまして、ここにある「地域人材を効果的に活用する」ということの内容はどのようになっているのか。それが先ほどもご質問があったようですが、教育振興費の32万8,000円というところに結びついているのか、事業の内容をもう少しどういう説明があったのかをお伺いします。

それからもう1点は、外国青年招致事業費のところでありまして、報告の3ページにありますようにALTの帰国費用を負担するということになっておりますが、予算書の中で見ますと渡航費用負担金、負担金ということは、あるいは県なり国が一部

負担して市が15万円を負担するということになるのか、その内容と、今までもですね、この渡航費用の負担があったのか、これからもあるのかということが1点。

それから同じ3目の中に普通旅費が31万3,000円あります。この普通旅費と渡航費用の負担のところの関連があるのかどうかというのが2点めであります。

それから3点めは、報告の4ページにあります。キャリア・スタート・ウィーク推進事業ということでその内容が報告されているわけですが、市が委嘱をして報酬を払う委員と実行委員ということで、その事業内容で、この委嘱された委員はどのような役割を果たすのか、その辺についての審査内容をお伺いします。

○議長（藤原幸作） 佐藤文教常任委員長。

○文教常任委員長（佐藤義久） 1番最初は歳入のところでお聞きになっているようですが、歳出のところで説明を受けておりますので、その点で説明したいと思います。

英語の関係ですと、先ほども話しましたが生活支援員1,900円掛ける4時間、交通費が400円の35回分、英語・音楽CD25万円分、切手代、こういう予算構成になっておりまして、特別地元の人材、地域の人材を活用しているとかということは聞いておりません。

それから2点めのALTの旅費の関係ですが、渡航負担は各国から来ておりますので均等割で配分され、金額は均等割で割られるようであります。

10款3項2目の1は職業体験の委員用でありまして、3,000円掛ける4人、3回。これは9の中で説明受けましたけれども、PTAが3人、商工会1人、ハローワークから1人ですが、公務のためにハローワークの方にはお払い予定はないということです。

以上です。漏れございますか。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 最初のところでありますが、英語活動のところでありましてけれども、歳出の方で説明をとということでしたが、委員長の3ページの報告の歳入のところでは「外国語指導助手や地域人材を効果的に活用して、市内小学校全体の水準を向上させようとするもの」と書かれてあります。私が伺ったのは、地域人材を効果的に活用するというその内容、地域人材とはどういう方なのか。先ほどの1,900円掛ける4時間という説明がありましたが、この方はどういう方なのか、どういう方に謝礼を払うということによってこういうことになるのかということをお伺いしたわけです。

それから2番めのALTの旅費のことではありますが、均等割をされているということ

であれば、ALTを受け入れている全市町村が均等に割るのか、それとも県も加わるのか、その辺の予算構成がどういうことになって本市に15万円の負担が割り当たったのか。それから、その中での31万3,000円の普通旅費はALTの移動のためのものなのか、それとも旅費の一部をここにも充当されているのかということでもあります。

3番めのキャリア・スタート・ウィーク実行委員は、どのような役割を果たすか。市が委嘱して仕事をしていただく以上、公的なものではあると思いますが、その役割の内容はどのようなことなのでしょう。

再度3点伺います。

○議長（藤原幸作） 佐藤文教常任委員長。

○文教常任委員長（佐藤義久） 議長、申しわけないけれども、一問一答で、まとめてわかって言われてもちょっとお答えしづらいというか、3つまとめてどれがどれなのか。一番最後の10款3項2目の1の指導関係、PTAの方、商工会の方、ハローワークの方、体験指導という形とか、委員ですので、その事業について、講師は各校2名配分されると伺っております。あとは4名は3回委員会を開くということのようです。

○議長（藤原幸作） 9番、説明なかったとか、もし委員会でもってそれをいわゆる審査してなかったということであればそれで結構ですので、そこら辺の今の質問に対しまして答えていただければと思います。

○文教常任委員長（佐藤義久） お聞きしたところ、説明を受けたところ、正確にお伝えしたいなと思っておりまして、渡航負担は、ALTの分は渡航の旅費、それから負担は来ている頭割というか人数割という、均等割されているとお聞きしております。

それから、あと冒頭の件については私ども質問もなかったし、聞いておりません。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 一番今の最後のところでありますが、委員長、3ページの報告に「地域人材を効果的に活用して水準を上げる」という報告を委員長がなさっているわけでありまして。その地域人材とはどういう方ですかとお伺いして委員会で何も聞いてませんでしたということでは、なぜここにこういう文言の報告があるのか、それが分からないということで、当然ここに地域人材を効果的に活用するというのであれば、その内容が説明されていると思います。そのことの説明と委員会の審査の内容をお伺いしたわけです。

○議長（藤原幸作） 佐藤文教常任委員長。

○文教常任委員長（佐藤義久） 歳入のところで、東湖小学校をモデル校に指定して外国語指導助手は地域人材を効果的に活用して、市内小学校全体の水準を向上させようとする目論見で県から100%いただいていると、あとほかのことは委員からも質問ありませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第8号、青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第8号については、文教常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、陳情第8号は文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

それでは、これより平成20年度各補正予算（案）について、順次、起立採決をもって行いますので、ご協力をお願いします。

最初に、議案第55号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



次に、議案第56号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成20年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第3号）（案）について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

【日程第18、議員派遣の件について】

○議長（藤原幸作） 日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。行政視察研修のために、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ご異議なしと認め、さよう決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

これにて平成20年第2回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦勞さまでございました。

---

午後12時16分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 伊 藤 博

〃 署名議員 伊 藤 栄 悦